

第77期 定時株主総会 招集ご通知

守谷輸送機工業株式会社

証券コード：6226

開催
日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

神奈川県横浜市金沢区福浦1-1-1
横浜テクノタワーホテル
3階 麗峰

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

書面またはインターネットによる議決権行使期限
2024年6月26日（水曜日）午後5時まで

証券コード 6226
2024年6月11日
(電子提供措置の開始日2024年6月5日)

株 主 各 位

横浜市金沢区福浦一丁目14番地9
守谷輸送機工業株式会社
代表取締役社長 守谷 貞夫

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第77期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://moriya-elevator.co.jp/ir/library/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 横浜市金沢区福浦1丁目1番1号
横浜テクノタワーホテル 3階 麗峰
3. 目的事項
報告事項 第77期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2024年6月26日**（水曜日）午後**5**時到着

インターネットによる議決権行使の場合



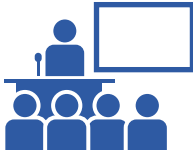
当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 **2024年6月26日**（水曜日）午後**5**時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

当日ご出席いただける場合

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 **2024年6月27日**（木曜日）午前**10**時

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

1. 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
2. インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

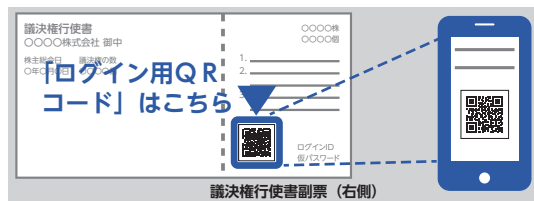
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、2024年6月26日（水曜日）午後5時までに、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

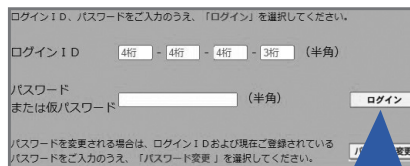
システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。



入力後、「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要課題の一つとして認識し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、剰余金の配当を安定かつ継続的に実施することに加え、業績向上に伴って剰余金配当の内容を充実していくことを剰余金配分についての基本方針として位置付けております。

上記の方針のもと、当期の期末配当につきましては、1株当たり12円50銭とさせていただきたいと存じます。

これにより中間配当金7円50銭と合わせた年間配当金は1株当たり20円となります。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金 12円50銭
配当総額 218,861,250円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日

第2号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年3月15日開催の当社臨時株主総会において、年額4億2,000万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役（社外取締役を除く。）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額100百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.34%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.4%程度）と希薄化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2024年5月28日開催の当社取締役会において、本議案が本総会で承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を一部改定しており、その概要は「ご参考」として8頁に記載のとおりであります。本議案は、当該改定後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役2名）であります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡

制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に

到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、組織再編等承認時には、当社は、当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【ご参考】

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について

2024年5月28日開催の当社取締役において一部改定した、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」は、以下のとおりであります。

(1)基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能する報酬体系とし、金銭報酬である各取締役の役位や職責、業績等を踏まえた固定報酬としての「基本報酬」及び当社の業績と連動した「業績連動報酬」、並びに株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした非金銭報酬である「株式報酬」から構成される。

なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から固定報酬としての基本報酬のみとする。

(2)基本報酬の額又はその算定方法の決定方針

取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬については、既往実績や他社水準、当社社員の給与水準等を勘案し、役位ごとに報酬額に一定の幅を持たせる「報酬レンジ」を設定したうえで、当該レンジの範囲内で職責や遂行能力、担当業務等に応じて決定する。

社外取締役の基本報酬については、その果たす役割や世間水準等を総合的に勘案して決定する。

(3)業績連動報酬の額の算定方法の決定方針

「当期純利益」の一定割合を業績連動報酬の総額の上限としたうえで、業績評価の指標としては、本業の収益力を端的に示す「償却前営業利益」を用いる。当該利益の対目標比及び対前年実績比から算出される業績連動係数（変動幅は50%～150%）をベースに業績連動報酬の基準額を算定し、その結果については、社員賞与や他社動向等とのバランスを考慮し一定の範囲で調整できるものとする。なお、各取締役への配分額決定にあたっては、取締役個人の貢献に報いるため、個人評価を反映できる仕組みを導入し、一定の範囲で個々の基準額を調整するものとする。

(4)株式報酬の額の算定方法の決定方針

株式報酬は、原則として退任時に譲渡制限を解除する業績に連動しない「譲渡制限付株式報酬」とし、株主総会において金銭報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、取締役会決議に基づき、社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」という。）を対象に

金銭報酬債権を支給し、支給を受けた取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより株式の付与を受けるものとする。但し、対象取締役の当社株式の保有状況等から付与が本報酬制度の趣旨等に沿わないと判断される場合には、当該対象取締役に金銭報酬債権の支給及び株式交付しないことができる。

対象取締役に交付する株式数は役位ごとに設定するものとし、株式報酬の額は、当該株式数に取締役会における割当決議日の前営業日の当社普通株式の終値を乗じた金額とする。

また、上記取締役会決議にあたり、指名・報酬委員会は、その内容及び決定プロセス等について、本方針並びに別途定める「取締役報酬基準」等との整合性について検証したうえ、その結果を取締役に報告するものとする。

(5)報酬等の種類ごとの割合の決定方針

基本報酬と業績連動報酬の割合は、各々の報酬の性格並びに事業環境等を勘案しながら役位に順じて決定するものとし、そのおよその目安は、8：2～7：3の範囲（業績評価が100%の場合）とする。

また、金銭報酬である基本報酬と業績連動報酬の合計額と非金銭報酬である株式報酬額の割合については、株式報酬額が株価水準により変動することから、9：1程度を目安とするものの柔軟な設定・運用を行うこととする。

(6)報酬等の支給時期

取締役報酬の改定は、原則として毎年定時株主総会開催の翌月から適用されるものとし、基本報酬は月額（定期同額）として、また、業績連動報酬についても前事業年度の業績評価等を反映して決定された額を12等分したうえで、基本報酬と合算し月額均等で支給されるものとする。

株式報酬については、毎年1回、定時株主総会から1か月以内に開催される株式報酬にかかる株式の発行（または処分）を決定する取締役会の決議に基づき支給されるものとする。

(7)報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役の基本報酬額及び業績連動報酬額について、取締役会はその決議により、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の活動内容・担当職務・貢献度等の評価を行うに最適と認められる代表取締役社長守谷貞夫に、株主総会の決議による報酬額の枠内において、取締役会の決定した方針に則し決定するよう委任する。

指名・報酬委員会は、その決定プロセス及び結果等について、決定方針等との整合性を照合し、委任された権限が適切に行使されていることを確認する。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善により個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移しておりますが、一方で、国内物価の上昇、いわゆる2024年問題の顕在化、世界的な金融引き締めの影響、中国経済の減速リスクなど、その先行きは依然として不透明な状況が続いております。

主として荷物用エレベーターの製造・販売、据付及び保守・修理を展開する当社においては、eコマース市場の拡大、物流施設の大型化、生産拠点の国内回帰という市場環境の中、受注状況は堅調であり、資材価格の高止まりや、円安による輸入資材価格の上昇等に対し、一部資材の国内調達への切り替えや内製化による原価コントロールを進めるとともに、2023年8月に鳥浜製品管理センターを稼働開始するなど、生産・施工能力の拡充にも取り組んでまいりました。

このような中、当社の「エレベーター（船舶用を除く。）」の売上高は、おおむね順調に推移し、9,702百万円（前事業年度比14.9%増）となりました。このうち、新規設置は434台（前事業年度は454台）で、売上高は8,367百万円（前事業年度比11.7%増）となりました。これは、価格転嫁と高価格帯案件への取組み等によるものです。入替は36台（前事業年度は23台）で、売上高は1,334百万円（前事業年度比40.0%増）となりました。これは、大口案件の取込み等によるものです。

「保守・修理」の売上高は、保守台数、修理件数ともに順調に推移し、7,256百万円（前事業年度比11.3%増）となりました。これは、保守・点検契約の解約・休止台数が101台（前事業年度は131台）となる一方で、新規契約台数は452台（前事業年度は402台）、再契約台数は46台（前事業年度は59台）となったことから、期末の保守・点検契約台数は7,115台（前事業年度は6,718台）となったこと等によるものです。

「船舶用エレベーター」の売上高は、修理需要の取込み等により、568百万円（前事業年度比25.9%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は17,527百万円（前事業年度比13.7%増）、営業利益は2,593百万円（前事業年度比233.6%増）、経常利益は2,629百万円（前事業年度比232.3%増）、当期純利益は1,718百万円（前事業年度比167.8%増）となりました。

なお、当事業年度末における受注残高は16,337百万円(前事業年度末比17.4%増)となりました。

また、当社はエレベーター事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は1,021百万円となりました。その主なものは、生産能力の向上及び品質管理の集約・機能強化を目的とした鳥浜製品管理センターの建設工事等805百万円、同センターの生産設備等76百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

国内の荷物用エレベーターの納入先である物流施設等の建築動向は、概ね順調に推移し、受注状況も堅調であることから、今後も一定の新設需要が続き、保守・点検契約の台数についても伸長するものと考えております。

一方、鋼材をはじめとする資材価格の高止まりや、円安による輸入資材価格の上昇といった状況が続き、足元の収益を押し下げる力が働いております。さらに、外注先労務単価や運搬費の上昇、従業員のベースアップ等の新たなコストアップ要因も顕在化しております。

こうした事業環境のもと、当社が対処すべき主な課題は、以下と考えております。

①販売価格見直しによるコストアップの吸収

資材価格高騰や円安による輸入資材価格上昇、外注先労務単価や運搬費、従業員人件費の上昇等を、自助努力により吸収することが出来ない場合には、販売価格の見直しを検討してまいります。

②生産能力・据付能力の拡充

堅調な需要に対応していくため、宇都宮工場の増改築、生産設備の更新・合理化投資等を順次行い、生産能力を高めていく方針です。併せて、エレベーターを建物に設置する据付工事の人員を増員して、受注案件の処理能力を高めてまいります。

③自社保守能力の向上及びコストメリットの追求

首都圏を中心に大阪、名古屋、福岡でも、保守修理・点検業務の内製化により、自社保守能力の向上と、コストメリットを追求してまいります。

④人材の確保

事業の拡大に対応するため、競争力の根幹である優秀な人材の採用を進めてまいります。

具体的には、福利厚生制度の充実に取り組むことで、従業員の満足度向上を図るとともに、従業員のモチベーションアップにつながるよう、新しい人事制度や人事評価制度の導入検討を行ってまいります。また、ホームページのリニューアルを行い、企業認知度の向上等につなげ、新卒・中途の積極的な採用を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 2021年3月期	第75期 2022年3月期	第76期 2023年3月期	(当期) 第77期 2024年3月期
売上高 (百万円)	13,517	13,885	15,416	17,527
経常利益 (百万円)	1,713	1,833	791	2,629
当期純利益 (百万円)	1,084	1,145	641	1,718
1株当たり当期純利益 (円)	75.23	74.89	37.02	98.41
総資産 (百万円)	9,865	12,022	12,766	15,072
純資産 (百万円)	4,571	7,253	7,538	9,123
1株当たり純資産額 (円)	300.73	418.47	433.32	521.08

- (注) 1. 記載金額(1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を除く)は、百万円未満を切り捨て表示しております。
2. 2021年12月15日開催の取締役会決議により、2022年1月4日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第74期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 第75期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。第75期以降の財産及び損益の状況については当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
エレベーター事業	エレベーター等の設計製造・販売、据付及び保守・修理

(8) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

名称	所在地
本社工場	神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目14番地9
サービスセンター	神奈川県横浜市金沢区福浦二丁目15番地1
テクニカルセンター	神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地7 横浜ダイヤビルディング19階
東京支店	東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 HF八丁堀ビルディング7階
大阪支店	大阪府大阪市西区南堀江一丁目4番19号 なんばスミソウビル3階
福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番35号 博多プライムイースト5階
名古屋支店	愛知県名古屋市中区栄二丁目5番13号 アイ・エスビル8階
宇都宮工場	栃木県宇都宮市平出工業団地31番8
鳥浜製品管理センター	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町14番地18

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
336名 (24名)	22名増 (5名減)	40.4歳	8.2年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(パートタイマー、嘱託社員)の直近1年間の平均人員数であります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 39,200,000株
- (2) 発行済株式総数 17,509,000株 (自己株式100株を含む)
- (3) 株主数 3,126名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 M 2 W	5,500,000 株	31.41 %
守 谷 貞 夫	1,515,700 株	8.65 %
守 谷 順 子	1,330,000 株	7.59 %
瀨 芽 久 実	1,100,000 株	6.28 %
戸 塚 昌 代	1,050,000 株	5.99 %
守 谷 和 香 子	1,050,000 株	5.99 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	497,000 株	2.83 %
株 式 会 社 横 浜 銀 行	378,000 株	2.15 %
株 式 会 社 S B I 証 券	363,749 株	2.07 %
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	322,300 株	1.84 %

(注)持株比率は自己株式 (100株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が111,000株、資本金が14,874千円、資本準備金が14,763千円増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

第1回新株予約権（2021年3月26日発行）

- ・新株予約権の数
640個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 320,000株（新株予約権1個につき 500株）
- ・新株予約権の行使価格
1株あたり 267円
- ・新株予約権の行使期間
2023年3月16日から2031年3月15日まで
- ・当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	名 称	個 数	保有者数
取 締 役（社外取締役を除く）	第1回新株予約権	195個	4名

2022年1月4日付で行った普通株式1株を5株とする株式分割により、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価格」は調整されております。

(2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	守谷 貞夫	上海守谷電梯有限公司（子会社） 董事 東京エレベータ工業協同組合 理事長
常務取締役	鬼頭 淳	船舶・サービス本部長
取締役	舟橋 裕之	営業副本部長兼大阪支店長
取締役	櫻井 智一	技術本部長
取締役	土屋 寛	管理本部長兼総務部長 上海守谷電梯有限公司（子会社） 董事
取締役	土屋 貴弘	営業本部長兼東京支店長
取締役	矢部 匠	生産本部長 上海守谷電梯有限公司（子会社） 担当
取締役	小梶 清司	
取締役	内田 邦彦	弁護士 内田邦彦法律事務所 所長
常勤監査役	松葉 敏宏	上海守谷電梯有限公司（子会社） 監事
監査役	垣内 晃	
監査役	脇阪 守	

- (注) 1. 取締役小梶清司、内田邦彦の両氏は、会社法に定める社外取締役であります。
2. 監査役垣内晃、脇阪守の両氏は、会社法に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小梶清司氏、内田邦彦氏、監査役垣内晃氏及び脇阪守氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役松葉敏宏氏は、金融機関における長年の経験と一般事業会社での役員の経験により培われた財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役垣内晃氏は、長年にわたる郵政省（現日本郵便株式会社）での経験と事業会社における監査役の経験により、会計を含む企業経営における相当程度の知見を有しております。
6. 監査役脇阪守氏は、企業経営者としての豊富な経験と監査役としての経験もあり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを意識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等は、役員報酬規程において世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定する方針並びに役職に応じた上限額を定めております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は、2021年3月15日開催の臨時株主総会において、年額420百万円以内と決議をいただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役2名）です。

監査役の報酬は、2021年3月15日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議をいただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定については2023年6月29日開催の取締役会決議に基づき代表取締役社長守谷貞夫が、その具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

守谷貞夫に委任した理由は、当社全体業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち 社外取締役)	226,505 (10,320)	185,505 (10,320)	32,445 (-)	-	8,555 (-)	10 (2)
監査役 (うち 社外監査役)	24,175 (11,160)	23,925 (11,160)	-	-	250 (-)	3 (2)

(注) 1. 役員報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬に関する諸規程に基づき取締役会に諮り決定していることから、その個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額であります。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性及び客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

また、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について下記のとおり、取締役会において決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう当社の業績とも連動した報酬体系とし、各取締役の役位や職責、業績等を踏まえた固定報酬としての「基本報酬」及び「業績連動報酬」、並びに役位や在任年数、功績等を勘案して決定される「退職慰労金」から構成され、いずれも金銭によるものとする。

なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から固定報酬としての基本報酬のみとする。

2. 基本報酬の額又はその算定方法の決定方針

取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬については、既往実績や他社水準、当社社員の給与水準等を勘案し、役位ごとに報酬額に一定の幅を持たせる「報酬レンジ」を設定したうえで、当該レンジの範囲内で職責や遂行能力、担当業務等に応じて決定する。

社外取締役の基本報酬については、その果たす役割や世間水準等を総合的に勘案して決定する。

3. 業績連動報酬の額の算定方法の決定方針

「当期純利益」の一定割合を業績連動報酬の総額の上限としたうえで、業績評価の指標としては、本業の収益力を端的に示す「償却前営業利益」を用いる。当該利益の対目標比及び対前年実績比から算出される業績連動係数（変動幅は50%～150%）をベースに業績連動報酬の基準額を算定し、その結果については、社員賞与や他社動向等とのバランスを考慮し一定の範囲で調整できるものとする。なお、各取締役への配分額決定にあたっては、取締役個人の貢献に報いるため、個人評価を反映できる仕組みを導入し、一定の範囲で個々の基準額を調整するものとする。

当該事業年度における償却前営業利益は、893,466千円です。

4. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

基本報酬と業績連動報酬の割合は、各々の報酬の性格並びに事業環境等を勘案しながら役位に順じて決定するものとし、そのおよその目安は、8：2～7：3の範囲（業績評価が100%の場合）とする。なお、退職慰労金については、その性質から報酬に占める割合は定めないものとする。

5. 報酬等の支給時期

取締役報酬の改定は、原則として毎年定時株主総会開催の翌月から適用されるものとし、基本報酬は月額（定期同額）として、また、業績連動報酬についても前事業年度の業績評価等を反映して決定された額を12等分したうえで、基本報酬と合算し月額均等で支給されるものとする。

6. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役の基本報酬額及び業績連動報酬額について、取締役会はその決議により、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の活動内容・担当職務・貢献度等の評価を行うに最適と認められる代表取締役社長守谷貞夫に、株主総会の決議による報酬額の枠内において、取締役会の決定した方針に則し決定するよう委任する。指名・報酬委員会は、その決定プロセス及び結果等について、決定方針等との整合性を照合し、委任された権限が適切に行使されていることを確認する。

7. 退職慰労金

退職慰労金については、株主総会における退職慰労金贈呈議案の可決を条件とし、取締役会で定める役員退職慰労金規程に沿って、役位や職責、在任年数、功績等を勘案して決定されるものとし、取締役の退任時に一時金として支給される。

(注) 第76期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度は廃止しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役小梶清司氏は、重要な兼職について該当事項がございません。

社外取締役内田邦彦氏の兼職先である内田邦彦法律事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役垣内晃氏は、重要な兼職について該当事項がございません。

社外監査役脇阪守氏は、重要な兼職について該当事項がございません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社が知る限り社外役員の小梶清司、内田邦彦、垣内晃及び脇阪守の四氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務実行者又は役員（業務執行者であるものを除く。）の配偶者及び、その三親等以内の親族であったことはありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
小 梶 清 司	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験・見地から、適宜意見・助言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
内 田 邦 彦	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、主に弁護士として培った豊富な知識・見地から、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
垣 内 晃	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、18回出席し、また監査役会16回の全て出席し、長年のキャリアから必要に応じて、当社の経営全般に有用な発言を行っております。
脇 阪 守	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、19回全てに出席し、また監査役会16回の全て出席し、企業経営に携わった豊富な経験・知識により経営上有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等その他、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、会社の重要な業務執行の決定、社長の選定及び解職を行うほか、取締役の職務の執行を監督しております。

また、組織の構成と各組織の所掌業務及び権限を定める組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を策定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行っております。

(2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令遵守の姿勢を明確にするため、社長直轄のリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議並びに管理統括をしております。

リスク管理規程を制定し、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の基本方針を遵守した行動をとるための「経営理念」を定め、社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。

内部監査室は、コンプライアンスの遵守状況を監査しております。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。

法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段として内部通報窓口を設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度規程を制定しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、原則として、従業員から部門長へ行う報告から日々の問題点やクレーム等の対応を確認し、部門長がリスクにつながる事項を発見した場合、ただちに社長又は取締役へ報告を行うことでリスクを確認し、事前防止を図っております。また、リスク管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応を総務部が担当し、情報セキュリティ基本方針を定め、規程類とともに、取締役及び使用人全員に提示し周知徹底を図ります。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び取締役会規程の定めに従い取締役会を原則として毎月1回開催し、取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録を作成し、適切に保管・管理しております。各部署の業務遂行に伴い決裁権限基準表に従い決裁される案件は、稟議書によって決裁し、適切に保管・管理しております。また、情報セキュリティ基本方針に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏えいや不適切な利用を防止します。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は、「子会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗情報の報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保しております。

子会社は、業務執行については「決裁権限基準表」等の規程によって、それぞれの権限を定めて職務の効率化を図っております。

当社内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施し、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告を行います。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。

取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告しております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社の財務報告の信頼性確保のため、社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、社内規程及び関係法令等との適合性を確保します。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備します。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」及び「反社会的勢力対応規程」を制定し、その中で反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行う際は、法令や社会規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方としております。

この基本的な考え方に基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除しております。

(11) その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室と内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にしております。また、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は19回開催しており、経営上の意思決定を行っております。また、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

(2) 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は16回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は取締役会を含む重要な会議への出席のほか、内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行を監査しております。

(3) リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防及び迅速な対応のため、リスク管理規程及び内部通報制度規程等を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。

また、リスク管理委員会を設置し、経営層と現場との間で、リスク情報の疎通が適切に行われるような体制を備えております。さらに、従業員に対してはコンプライアンスに関する教育を実施することにより、意識向上に取り組んでおります。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,671,576	流動負債	5,219,968
現金及び預金	4,570,100	支払手形	2,051,011
受取手形	62,913	買掛金	942,746
売掛金	2,801,496	リース負債	18,481
契約資産	1,275,207	未払金	50,054
仕掛品	1,121,043	未払費用	589,630
材料及び貯蔵品	808,050	未払法人税等	783,903
前払費用	26,620	未払消費税等	145,084
その他	6,143	前受金	320,800
固定資産	4,400,433	工事損失引当金	230,416
有形固定資産	2,772,265	製品保証引当金	22,290
建物	1,147,185	その他	65,548
構築物	46,505	固定負債	728,463
機械及び装置	157,336	リース負債	29,133
車両運搬具	5,522	退職給付引当金	168,187
工具、器具及び備品	66,968	長期未払金	496,627
土地	1,256,079	資産除去債務	34,514
リース資産	42,505	負債合計	5,948,432
建設仮勘定	50,160	(純資産の部)	
無形固定資産	100,786	株主資本	8,964,868
借地権	450	資本金	1,082,117
ソフトウェア	93,482	資本剰余金	934,116
ソフトウェア仮勘定	4,719	資本準備金	934,116
その他	2,134	利益剰余金	6,948,739
投資その他の資産	1,527,382	利益準備金	35,750
投資有価証券	492,088	その他利益剰余金	6,912,989
出資	130	別途積立金	50,000
関係会社出資金	19,430	繰越利益剰余金	6,862,989
長期前払費用	2,118	自己株式	△104
繰延税金資産	280,586	評価・換算差額等	158,709
差入保証金	134,613	その他有価証券評価差額金	158,801
保険積立金	578,034	繰延ヘッジ損益	△92
その他	20,380	純資産合計	9,123,577
資産合計	15,072,009	負債・純資産合計	15,072,009

損 益 計 算 書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	17,527,616
売 上 原 価	13,139,409
売 上 総 利 益	4,388,206
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,794,429
営 業 利 益	2,593,776
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	59
受 取 配 当 金	9,813
受 取 保 険 金	8,119
不 動 産 賃 貸 料	2,658
作 業 く ず 売 却 益	54,283
そ の 他	6,368
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3
債 権 売 却 損	19,694
為 替 差 損	24,754
株 式 交 付 費	214
そ の 他	1,281
経 常 利 益	45,948
税 引 前 当 期 純 利 益	2,629,130
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	897,951
法 人 税 等 調 整 額	12,635
当 期 純 利 益	910,587
	1,718,543

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	1,067,243	919,353	919,353	35,750	50,000	5,406,097	5,491,847
当期変動額							
新株の発行	14,874	14,763	14,763				－
剰余金の配当			－			△261,651	△261,651
自己株式の取得			－				－
当期純利益			－			1,718,543	1,718,543
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			－				－
当期変動額合計	14,874	14,763	14,763	－	－	1,456,891	1,456,891
当期末残高	1,082,117	934,116	934,116	35,750	50,000	6,862,989	6,948,739

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△24	7,478,418	61,942	△1,427	60,514	7,538,933
当期変動額						
新株の発行		29,637			－	29,637
剰余金の配当		△261,651			－	△261,651
自己株式の取得	△79	△79			－	△79
当期純利益		1,718,543			－	1,718,543
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		－	96,859	1,334	98,194	98,194
当期変動額合計	△79	1,486,449	96,859	1,334	98,194	1,584,643
当期末残高	△104	8,964,868	158,801	△92	158,709	9,123,577

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）

関係会社出資金 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない ……時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動

株式等以外のもの ……平均法により算定）

市場価格のない ……移動平均法による原価法

株式等

② デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

デリバティブ ……時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料 ……総平均法

仕掛品 ……個別法

貯蔵品 ……最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 ……定率法

（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6～50年

構築物 7～20年

機械及び装置 12年

② 無形固定資産 ……定額法

（リース資産を除く） なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

③ リース資産 ……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 工事損失引当金……………受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において未引渡の工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、損失見込額を計上しております。
- ③ 製品保証引当金……………販売した製品に係る保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の実績率を基礎として計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。
 - a.退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - b.数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主として荷物用エレベーターの製造・販売、据付及び保守・修理を行っております。顧客との契約から生じる収益に関する主要な売上高の種類別の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりです。

- ① エレベーターの……………設置に係る工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、当該工事の着工日より、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される見積工事原価の総額に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。
- ② エレベーターの……………安全かつ良好な運転状態を保つことを目的とした保守・点検契約を締結しております。当該契約については、契約期間中に均一のサービスを提供するものであるため、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、顧客に保守サービスを提供する期間に応じて収益を認識しております。
- ③ エレベーターの……………保守サービスによって性能低下を確認した機器の取替、オーバーホール、原状回復等の修理については、一時点で履行義務が充足されると判断しており、修理を完了した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 繰延資産の処理方法……………株式交付費を支出時に全額費用処理しております。
- ② ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
 - a.ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………原材料輸入にかかる外貨建仕入債務又はその予定取引
 - b.ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額等を定めた内部要領により、外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約を行っております。
 - c.ヘッジの有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象の負債又はその予定取引は、同一通貨、同一期日であり、重要な条件が完全に一致していることから、有効性の判定は省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 工事損失引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 230,416千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の翌事業年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を工事損失引当金として計上しております。

工事損失引当金の見積りは、契約毎にプロジェクトの進行を通じてリスク管理を行い、見積工事原価の総額が請負金額を上回ると予想される場合、引当金が必要となります。また、将来、見積工事原価総額の見積りの前提等（設計変更や材料海外調達に係る為替変動）により追加引当金が発生する可能性があり、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 一定の期間にわたり収益を認識した設置工事高

① 当事業年度の計算書類に計上した金額 2,654,420千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

エレベーターの設置は、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断しており、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される見積工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。

将来、見積工事原価総額の見積りの前提等（設計変更や施工条件）の変更により進捗度が増減する可能性があり、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産	①建物	207,301千円
	②構築物	3,462千円
	③土地	909,500千円
	計	1,120,264千円

対応債務 -千円

上記の他に、輸出した製品に係るパフォーマンス・ボンド(契約履行保証状)の担保として、定期預金5,499千円を差し入れております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 983,730千円

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額及び貸出 コミットメントの総額	2,150,000千円
借入実行残高	-千円

(4) 受取手形割引高 受取手形割引高 465,975千円

(5) 期末日満期手形の会計処理

当社は、期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当期末が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

支払手形	444,586千円
------	-----------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	17,398,000	111,000	—	17,509,000

(変動事由の概要)

新株予約権の権利行使による新株発行に伴う増加 111,000株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	37	63	—	100

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 63株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	130,484	7.5	2023/03/31	2023/06/30
2023年11月10日 取締役会	普通株式	131,166	7.5	2023/09/30	2023/12/08

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	218,861	12.5	2024/03/31	2024/06/28

(5) 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 209,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

工事損失引当金	70,461千円
長期未払金	151,868 //
土地	73,639 //
未払賞与	103,464 //
棚卸資産評価損	60,703 //
未払事業税	36,616 //
退職給付引当金	51,431 //
その他	33,784 //
繰延税金資産小計	581,969千円
評価性引当額	△225,507 //
繰延税金資産合計	356,461千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△70,073千円
その他	△5,802 //
繰延税金負債合計	△75,875千円
繰延税金資産純額	280,586千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、エレベーターの製造、販売及び保守事業を行うために必要な設備資金を、主に銀行借入によって調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避する目的で利用し投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は与信管理規程に基づいて新規取引開始時に与信審査を行うとともに、発生した営業債権については、残高及び回収状況を毎月管理して取引先の信用状況の適時な把握を図っております。投資有価証券は、主に取引先企業の株式であり、市場価格の変動に晒されております。当社は時価を定期的に把握するとともに、取引先との関係を考慮して保有状況を定期的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、支払期日が1年以内であり、短期間に決済されるものです。借入金については、変動金利と固定金利を適切にミックスすることにより、金利変動リスクの管理と資金調達コストの抑制の両立を図る方針です。これらの負債に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できないリスク）については、経理部が毎月資金繰り計画を更新することによって管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	20,000	19,977	△23
その他有価証券	471,088	471,088	—
資産計	491,088	491,065	△23
(1) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されているもの	(132)	(132)	—
デリバティブ取引計	(132)	(132)	—

- ① 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形」「買掛金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が簿価に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ② デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、正味の債務は（ ）で表示しております。
- ③ 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,000
関係会社出資金	19,430

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
其他有価証券				
株式	471,088	—	—	471,088
資産計	471,088	—	—	471,088
(1) デリバティブ取引				
通貨関連	—	132	—	132
負債計	—	132	—	132

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	19,977	—	19,977
資産計	—	19,977	—	19,977

※時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引先金融機関から提示される価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を売上高の種類別に分解した情報は次のとおりです。

(単位：千円)

	エレベーター (船舶用を除く)	船舶用 エレベーター	保守・修理	合計
一時点で履行義務が充足する財又はサービス	20,362	192,928	2,711,059	2,924,350
一定の期間にわたり履行義務が充足する財又はサービス	9,681,783	375,794	4,545,687	14,603,265
顧客との契約から生じる収益	9,702,145	568,723	7,256,747	17,527,616
売上高	9,702,145	568,723	7,256,747	17,527,616

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当事業年度における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債（前受金）の期首及び期末の残高は下記のとおりです。

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の減少）と、売上債権への振替（同、増加）により生じたものであります。また、契約負債の増減は、支払条件による前受金の受領（契約負債の減少）と、収益認識（同、増加）により生じたものであります。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	105,423	62,913
売掛金	2,490,060	2,801,496
計	2,595,483	2,864,410
契約資産	1,520,205	1,275,207
契約負債	110,878	320,800

② 残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当事業年度末時点で11,835,065千円であります。当履行義務は主にエレベーターの設置におけるものであり、期末後、概ね1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

なお、保守による履行義務は時の経過とともに収益に認識されるため、修理による履行義務は予想される期間が1年以内であるため、上記履行義務の金額に含んでおりません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 521円08銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 98円41銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月26日

守谷輸送機工業株式会社
取締役会 御中

E Y新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鹿島	寿郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、守谷輸送機工業株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月27日

守谷輸送機工業株式会社 監査役会

常勤監査役 松 葉 敏 宏 ㊟

監査役（社外監査役） 垣 内 晃 ㊟

監査役（社外監査役） 脇 阪 守 ㊟

(注) 垣内晃、脇阪守は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

神奈川県横浜市金沢区福浦1-1-1

横浜テクノタワーホテル 3階 麗峰



交通

■ 京浜急行「金沢八景駅」乗り換え

横浜シーサイドライン「産業振興センター駅」下車 出口2より徒歩1分

■ JR「新杉田駅」乗り換え

横浜シーサイドライン「産業振興センター駅」下車 出口2より徒歩1分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。